

京都市立小学校条例の一部を改正する条例(平成22年3月26日京都市条例第63号)(教育委員会事務局総務部調査課)

次のとおり京都市立陶化小学校,京都市立東和小学校及び京都市立山王小学校を統合して京都市立凌風小学校を設置することとしました。

なお,京都市立凌風小学校の施設は,京都市立陶化中学校の施設と共用し,両校においては,小学校における教育と中学校における教育を一貫して行います。

改正前		改正後	
名称	位置	名称	位置
京都市立陶化小学校	京都市南区東九条中御霊町55番地	京都市立凌風小学校	京都市南区東九条下殿田町56番地
京都市立東和小学校	京都市南区東九条南烏丸町19番地		
京都市立山王小学校	京都市南区東九条東山王町27番地		

この条例は,平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 63 号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

京都市立陶化小学校	京都市南区東九条中御霊町55番地
京都市立東和小学校	京都市南区東九条南烏丸町19番地
京都市立山王小学校	京都市南区東九条東山王町27番地

を

京都市立凌風小学校	京都市南区東九条下殿田町56番地
-----------	------------------

に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)